

広島県立総合体育館における利用料金の改定について

1 要旨・目的

広島県立総合体育館（以下「体育館」という。）の指定管理者から、広島県立総合体育館の設置及び管理条例（以下「条例」という。）に定める利用料金の範囲内で、体育館の利用料金の改定に係る申請があったため、これを承認する。

2 現状・背景

- ・ 令和5年12月定例会において、令和6年度から令和10年度までの体育館の指定管理者に、公益財団法人広島県教育事業団（以下「体育館指定管理者」という。）を指定した。
- ・ 令和6年2月に、体育館指定管理者から県に対し、条例に定める利用料金の範囲内で、令和6年4月1日からの利用料金の改定に係る申請があった。

3 概要

(1) 対象者

県民（体育館利用者）

(2) 料金改定の考え方

条例で定める利用料金の範囲内で、原則5%値上げする。

ただし、フィットネスプラザ、会議室及び健康体力相談室については、利用状況を踏まえ次のとおり対応する。

ア フィットネスプラザ（プール及びトレーニングルーム）

フィットネスプラザの個人利用は、利用促進のため、現行の料金を据え置く。

イ 会議室

夜間（17時から21時まで）の利用促進のため、日中（9時から17時まで）と同額の利用料金を設定していたが、利用者増につながらなかったことから、条例で定める利用料金の範囲内で、夜間の利用料金を日中の20%値上げする。

ウ 健康体力相談室

体力測定・診断（個人利用）に当たっては、体育館職員等が利用者の補助を行っており、トレーニングルームなどと比べ、人件費などの経費が掛かるため、条例で定める利用料金の範囲の上限額まで値上げする。

(3) 改定後の利用料金

別紙「広島県立総合体育館 利用料金一覧表」のとおり

(4) スケジュール

令和6年3月 利用者への周知

(利用団体への通知、体育館ホームページ掲載、館内掲示)

令和6年4月 新料金の適用(4月1日の利用分から適用)

(5) 予算

—

(6) 根拠法令

広島県立総合体育館設置及び管理条例 第10条第1項